

通勤手当認定簿

氏名	所属	事実発生年月日	年 月 日	提出年月日	年 月 日	受理年月日	年 月 日
<input type="checkbox"/> 回数券等を使用して利用する交通機関等がある交替制勤務に従事する職員等		平均1月当たりの通勤所要回数		回	算出式		

1 常例とする通勤

利用者	順路	算出の基礎となる交通機関等		定期券回数その他	運賃等・特別料金等の額の算出基礎		運賃等相当額、特別料金等3分の2相当額、特別料金等2分の1相当額		1月当たりの運賃等相当額、特別料金等3分の2相当額、特別料金等2分の1相当額、自動車等の額	認定期間		支給月 (支給月に○印を付す) (毎月の場合は省略可)						備考
		名称	利用区間		回数その他	定期券	回数その他	定期券		年 月 日	年 月 日	1	2	3	4	5	6	
普通交通機関利用者	1						円	円	円	年 月 日	年 月 日	1	2	3	4	5	6	
							(月)	(月)				7	8	9	10	11	12	
	改正							円	円	円	年 月 日	年 月 日	1	2	3	4	5	6
								(月)	(月)				7	8	9	10	11	12
	2							円	円	円	年 月 日	年 月 日	1	2	3	4	5	6
								(月)	(月)				7	8	9	10	11	12
	改正							円	円	円	年 月 日	年 月 日	1	2	3	4	5	6
								(月)	(月)				7	8	9	10	11	12
3							円	円	円	年 月 日	年 月 日	1	2	3	4	5	6	
							(月)	(月)				7	8	9	10	11	12	
改正							円	円	円	年 月 日	年 月 日	1	2	3	4	5	6	
							(月)	(月)				7	8	9	10	11	12	
4							円	円	円	年 月 日	年 月 日	1	2	3	4	5	6	
							(月)	(月)				7	8	9	10	11	12	
改正							円	円	円	年 月 日	年 月 日	1	2	3	4	5	6	
							(月)	(月)				7	8	9	10	11	12	
1月当たりの運賃等相当額の合計額 ①									円	年 月 日	改正	円	年 月 日	改正	円			
自動車利用者	自動車等の額 ②		(給与条例第10条第2項第2号の額) (自動車等の使用距離 . km)						円	年 月 日	改正	/						
									円	年 月 日	改正							
特別車利用者	改正						円	円	円	年 月 日	年 月 日	1	2	3	4	5	6	
							(月)	(月)				7	8	9	10	11	12	
								円	円	円	年 月 日	年 月 日	1	2	3	4	5	6
								(月)	(月)				7	8	9	10	11	12
1月当たりの特別料金等3分の2相当額 ③									円	年 月 日	改正	円	年 月 日	改正	円			
高速自動車利用者	改正						円	円	円	年 月 日	年 月 日	1	2	3	4	5	6	
							(月)	(月)				7	8	9	10	11	12	
								円	円	円	年 月 日	年 月 日	1	2	3	4	5	6
								(月)	(月)				7	8	9	10	11	12
1月当たりの特別料金等2分の1相当額 ④									円	年 月 日	改正	円	年 月 日	改正	円			
駐車場利用者	改正	最寄り駅等(併用者)	駐車場の位置(併用者)	駐車料金の種類	駐車料金の算出基礎		駐車料金		1月当たりの駐車料金相当額	認定期間	駐車場が本人所有でない(併用者でない場合)	備考						
					月ぎめ・年ぎめ等		月ぎめ・年ぎめ等											円
									円	円	年 月 日	年 月 日	□					
													(月)	(月)	円	円	年 月 日	年 月 日
1月当たりの駐車料金相当額 ⑤									円	年 月 日	改正	円	年 月 日	改正	円			

※ 運賃等の額又は特別料金等の額に改定があった場合における「認定期間」の「年 月 日」は、改定があった月(定期券の通用期間中であるときは、支給単位期間等に係る最後の月)を記入する。
 任命権者は、必要に応じてこの様式に所要の変更を加えることができる。

2 特定日における通勤に係る調整（給与条例第10条第6項の規定による調整）

順路	算出の基礎となる交通機関等		運賃等の額の算出基礎	運賃等相当額	1月当たりの運賃等相当額	認定期間	順路	算出の基礎となる交通機関等		特別料金等の額の算出基礎	特別料金等3分の2相当額	1月当たりの特別料金等3分の2相当額、自動車等の額	認定期間
	名称	利用区間						名称	利用区間				
普通 交通 機関 等	1 改 正			円	円	年 月から 年 月まで	自動車等	自動車等の額 ⑦ (給与条例第10条第2項第2号の額) (自動車等の使用距離 . km)			改正	円	年 月から 年 月まで
				円	円	年 月から 年 月まで						円	年 月から 年 月まで
	2 改 正			円	円	年 月から 年 月まで	特別急行列車				改正	円	年 月から 年 月まで
				円	円	年 月から 年 月まで						円	年 月から 年 月まで
3 改 正								1月当たりの特別料金等3分の2相当額 ⑧		円	年 月 日改正	円	
4 改 正								給与条例第10条第6項の規定による調整後の自動車等の額 ⑨				円	
1月当たりの運賃等相当額の合計額 ⑥				円	円	年 月 日改正					円	年 月 日改正	円

給与条例第10条第6項各号の額
 □第1号 ⑩ = 円 (①+②) - ((①(定期券等を除く。)+②)÷7) + ((⑥+⑦)÷7)
 □第2号 ⑪ = 円 (⑧÷7)
 □第3号 ⑫ = 円 (④(定期券等を除く。))÷7

3 交通機関等と自動車等の併用者及び限度額を超える者の調整

普通交通機関等と自動車等の併用者 規則第9条 □第1号 □第2号 □第3号	1月当たり運賃等相当額(①)と自動車等の額(②又は⑨)の合計額	円	年 月 日改正	円	年 月 日改正		
1月当たり運賃等相当額(①)又は1月当たりの運賃等相当額(①)と自動車等の額(②又は⑨)の合計額が55,000円を超えるとき	認定額	認定期間	支給月(支給月に○印を付す)(毎月の場合は省略可)	高速自動車国道等利用者の特別料金等2分の1相当額(④)が20,000円を超えるとき	認定額	認定期間	支給月(支給月に○印を付す)(毎月の場合は省略可)
	55,000円×[月] = 円	年 月から 年 月まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12		20,000円×[月] = 円	年 月から 年 月まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12

4 決定事項等

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	任命権者の確認・決定(改定)欄	備考	
支給額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	年 月 日		
年 月 日改正	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	年 月 日		
年 月 日改正	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	年 月 日		
決定事項	給与条例第10条第1項 該当・非該当 □該当(□規則第5条) □非該当 (非該当の理由)		返納事由 規則第10条の2第1項		返納事由 発生年月		返納対象普通交通機関等、特別急行列車、高速自動車国道等		規則第10条の2第2項から第4項までの額の算出基礎		規則第10条の2第2項から第4項までの額		備考		
	手当額の決定 □給与条例第10条第2項第1号 □給与条例第10条第2項第2号 □規則第8条の2(通勤所要回数 回) □給与条例第10条第2項第3号 □給与条例第10条第2項第4号 規則第9条 □第1号 □第2号 □第3号 □給与条例第10条第3項 □給与条例第10条第4項 □第1号 □第2号 □第3号 □給与条例第10条第5項 □給与条例第10条第6項		1	□第1号 □第3号 □第2号 □第4号									円		
			2	□第1号 □第3号 □第2号 □第4号										円	
			3	□第1号 □第3号 □第2号 □第4号											円
		1月当たりの運賃等相当額等の合計額が55,000円を超えていた場合(1月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えていた場合) 規則第10条の2第2項第2号(第4項第2号)の月数と人事委員会の定める額(算出基礎)										月 (算出基礎)	円		
												月 (算出基礎)	円		